

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08-024

大政事外外儀官
務務典房
次次
中官官審審長長

大外査 博代表
使察 表

総総対文会厚情オ
括察人團在儀警史

外 参報内
報 文長 参一二
官 長

領 審政保対旅外

⑦ ⑧地中東
⑧北東西

長 審一二保地

北米長 審一二

中南長 審西ソ洋
西東

欧 参一二アア
長 一二

長 次総経途博
経漁国
参経エ国
安ネ二

参海 審準

経協長 審政国開無
参調技有理

⑧長 ⑧条協規

国 審政経人
長 参軍社

科審 科原

⑧調長 審信調
企安

総 番 号 R147545

主 管

月 15日

韓 国 発

亜 北

平成 元年 8月 15日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

梁 井 大 使

在韓ひ爆者問題

第2570号 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 SO6464-03）

(三八〇)

~~秘密 第三〇七~~

本作に關するは、15日今朝報、韓國日報、
報連次とあり。

1. 朝鮮日報

政府は右持原爆被害に對する治療の必要
を實質的に支援する日本政府に要求し、日韓
間の協議が進行中である旨14日外務部一報に
示した。

外務部當局は同日「政府は右持原爆被害問題
の歴史的背景の如何に對する、實質的な支援必
要性を認めた。本作問題に對する責任は、
日本政府に對し、誠意ある対応を求めると
した。又、日本政府は被害者賠償を、賠償
は基本的な65年。日韓請求権協定により延期
したより賠償は不可能である。従って對する
違憲的、人道的配慮は行ふとの立場、
を表明した。

又、日本、韓國政府は實質的な治療の必要
を認め、合理的な賠償の要求がある問題と

(三八〇号)

協議中であり、このたびは製造、日本政府は本
年度より日本政府予算の50億圓を原
陽協会に治療費の名目で支援する。ことに決定
した旨外務省の一報をした。

一方在日原爆被害者協会の昭和四二年駐日
本大使館を通じて日本政府に原爆被害者1564
名に對する補償金を10億圓、死者補償金
等の名目で23億圓の補償を要求した
こと。

2 韓国日報

保健部は~~原爆被害者~~原爆被害者の治療と福祉のため
100億圓の新設の基金をつくることに
日本政府は協力するとの外務省に交渉を依頼
して、2月8日、明記した
こと。

保健部は韓国原爆被害者協会に日本政府の
23億圓の被害補償と死者の10億圓に對し「原爆
被害者補償問題」は65年の日韓国交正常化当時
一掃したため、これ以上の国家間補償を期
待しない。実際には、日本は韓国に原爆被害者

(三八〇字)

2500¹²名の慢性疾患等により苦しんでいる現実
を考慮して、人道的次元から日本政府の福祉
政策を向上する。そのためには、まず、外務省に
もとめて推進中、そのもとめを明らかにした。

(3)